

後期高齢者医療制度のお知らせ

① 令和4年度は8月と10月に被保険者証の更新を行います

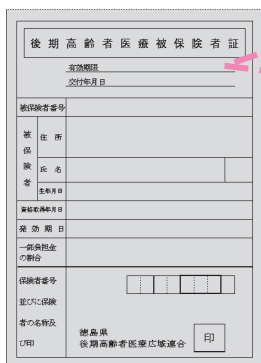
現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和4年7月31日」となっている〔むらさき色〕の「後期高齢者医療被保険者証」をおひとりに1枚ずつお渡ししています。

令和4年度は、法律の一部改正に伴い、10月1日から窓口負担が見直されますので、被保険者証を2回お届けします。

まずは、7月末までに市保険年金課から、「有効期限 令和4年9月30日」と記載された新しい被保険者証〔黄色〕をお届けします。

次に、9月末までに市保険年金課から、「有効期限 令和5年7月31日」と記載された窓口負担見直しに伴う再交付の被保険者証〔緑色〕をお届けします。

※一部負担金の割合（令和4年9月末までは1割または3割、令和4年10月からは1割、2割または3割）については、令和3年中の所得に基づき判定します。



黄色の被保険者証の有効期限は **令和4年9月30日**、
緑色の被保険者証の有効期限は **令和5年7月31日** になっています。

※生年月日が昭和22年9月1日～昭和22年9月30日の方には有効期限が令和4年9月30日の黄色の被保険者証を8月末までにお届けし、9月末までに有効期限が令和5年7月31日の緑色の被保険者証をお届けします。

有効期限を過ぎた被保険者証はお使いいただけませんので、受診の際は必ず有効期限を確認してください。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ 「年金収入+その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ 「年金収入+その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方〔※令和4年10月1日から一定以上の所得のある方〕		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ 「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ 「年金収入+その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上は3割 ※次に該当する場合は、申請により負担割合が1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合 ・70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合	住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割 ※次に該当する場合は、申請により負担割合が1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合

② 7月は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄いむらさき色）」（以下、減額認定証）または「後期高齢者医療限度額適用認定証（ねずみ色）」（以下、限度額認定証）を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

この認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、現在、認定証をお持ちの方で継続して該当される方には、7月末までに新しい認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

「減額認定証」「限度額認定証」を現在お持ちでない方で、新たに認定を希望される方はお問い合わせのうえ交付申請の手続きをしてください。

【申請・お問い合わせ先】 市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）

☎ 32・4120 / FAX 35・0173 Mail: hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp